

令和7年度税に関する絵はがきコンクール入選作品

庄原税務署長賞



(公社)庄原法人会長賞



(公社)庄原法人会女性部会長賞



庄原市教育委員会教育長賞



庄原市長賞



庄原地区租税教育推進協議会
代表幹事賞







書かない ✕ 確定申告 // マイナンバーカードで 自宅からe-Tax

メリット たくさん♪ /

すでに
約4人中3人が
e-Taxで
申告しています!!



自宅から
申告可能

24時間
利用可能

受信通知から
いつでも内容確認

添付書類
提出不要

早期還付
(3週間程度で還付)

※メンテナンス時間を除きます

※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

※画面提出の場合は
1か月~1か月半程度で還付

✓ 確定申告書等作成コーナー
なら金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成！

✓ マイナポータル連携で
給与、ふるさと納税、医療費等が
自動入力できる！

※ご利用には事前準備が必要です

111

リサイクル選択印
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

国税庁 法人番号7000012050002

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

e-Taxに必要なもの



- ✓ マイナンバーカード※1
- ✓ マイナンバーカード読み取対応のスマホ※2 (又はICカードリーダライタ)
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)
 - ② 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6~16文字)

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



※1 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。
特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。

> 有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁公式note」をご確認ください。



※2 スマートフォンのマイナンバーカードの利用で認証時も手間いらず！

- マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、
申告書がe-Taxで送信できます！
- 利用者証明用電子証明書の
パスワードはスマホの
生体認証機能を利用できます！
(機種によって異なります)

※ご利用には、マイナポータルからスマートフォンのマイナンバーカードの利用申請・登録が必要です。

令和7年分確定申告から、
iPhoneにも対応します！

スマートフォンのマイナンバーカード
の詳細は[こちら](#)



＼ 読取不要 ／



申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内



▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことを入力するか、
メニューから選択いただくと、
税務職員ふたばが自動で回答





県税からのお知らせ



宿泊税が始まります(令和8年4月1日から)

宿泊税は、地域資源の魅力向上や受入環境の充実など、旅行者の満足度や利便性を高めるための観光振興を推進する費用に活用します。

納める方

広島県内の宿泊施設に宿泊される方

税額

1人1泊(宿泊料金が税抜き6,000円以上)につき、200円

※1人1泊の宿泊料金が6,000円未満の場合は、課税されません。

納める方法

宿泊施設にお支払いいただきます。

課税免除

修学旅行、林間学校、野外活動

(学習指導要領に定められた宿泊を伴う学校行事)

問合せ

税務課 TEL [082-513-2331](tel:082-513-2331)

申告・申請・届出は eLTAX(エルタックス)をご利用ください！

eLTAX(エルタックス)では、インターネットを利用して地方税の申告、納税手続きが行えます。

eLTAXの特徴

- 電子申告をはじめ eLTAX のサービスは無料で利用できます。
- インターネットを利用するため、自宅やオフィスなどから手続きを行うことができます。
- 複数の地方公共団体の申告が、まとめて一度に送信できます。(注) eLTAXに参加している団体に限ります。
- eLTAX用ソフト「PCdesk」で、申告書を手軽に作成できます。
- 市販の税務・会計ソフトのデータも利用可能です。(注) eLTAX 対応のソフトに限ります。

電子申告・納税ができる税目(県税)

- | | |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| <input type="radio"/> 法人県民税 | <input type="radio"/> ゴルフ場利用税 |
| <input type="radio"/> 法人事業税 | <input type="radio"/> 県たばこ税 |
| <input type="radio"/> 特別法人事業税(地方法人特別税) | <input type="radio"/> 軽油引取税 |
| <input type="radio"/> 利子割・配当割・株式等譲渡所得割 | <input type="radio"/> 産業廃棄物埋立税 <small>(令和7年3月31日より取扱い開始)</small> |



※ これらの申告手続きと関連性の高い申請・届出手続も eLTAX(エルタックス)から行えます。

※ 今後、さらに利用可能な税目が追加される予定です。

eLTAXを利用するには、一部の手続きを除き、事前の準備(利用届出等)が必要です。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧いただくか、ヘルプデスクにお問合せ下さい。

eLTAXホームページ ⇒ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク ⇒ 0570-081459(つながらない場合は、03-5521-0019)

庄原市からのお知らせ

従業員の方が国外転出されるときのお手続き



事業所で雇用されている方が退職等で国外転出される場合、個人住民税に係る異動のお届けや納税のお手続きが必要です。お忘れのないようお手続きください。

年度の説明：現年度（令和7年度 R7.6月～R8.5月） 新年度（令和8年度 R8.6月以降）

課税の基準：1月1日に庄原市へ住民票があること 現年度（R7.1.1時点）新年度（R8.1.1時点）

1. 退職後、従業員の方が国外転出する場合

令和8年1月2日以降、従業員の方が退職等で国外転出される場合は、現年度と新年度の個人住民税の納税義務があるため、次のことをご案内いただきますようお願いします。

- ① 現年度5月分までの個人住民税は、原則給与からの一括徴収で納付し、6月以降に賦課する新年度の個人住民税がある場合は予納又は納税管理人の設定後、出国すること
- ② 新年度の個人住民税は、計算が必要なため出国前に早めに市役所へ相談すること

2. 予納の手続き

予納とは、納税通知書の発送前に税額を計算し、出国前にあらかじめ納付いただくものです。税額計算のため「源泉徴収票」や「確定申告書の写し」、その他計算に必要な書類をご準備の上來庁いただきますようご案内ください。本人に納付書をお渡しし出国までに納付いただきます。

3. 給与支払報告書の退職表記と異動届による退職について

給与支払報告書の退職の記載は新年度の特別徴収の有無について判断するものとなります。

給与支払報告書を退職として提出されても、5月までに現年度の未徴収税額を残し退職される場合は、別途異動届により現年度の退職をお知らせいただき、現年度分は原則特別徴収により一括徴収してください。

異動届等の記入や提出の時期については、庄原市役所ホームページを参考にしてください。

トップページ下部「庄原市とは」の欄「●申請書ダウンロード」→申請書ダウンロードページの「市・県民税（住民税）関係」の欄「特別徴収の手続き(就職・退職等・納入に関する事)」pdf」

4. 再入国予定、国内転出するときの手続き

次の場合は、予納によらず手続きいただきます。



① 一時的な出国（2、3ヶ月程度）で、再入国後に引き続き雇用される場合

現年度分は、原則として一旦退職・休職の異動届をご提出の上、一括徴収してください。新年度分は再入国後に特別徴収開始届を提出いただき、直近の給与月から特別徴収を再開してください。

なお、再入国後に庄原市外の他の事業所で勤務される場合は、予納をご案内してください。

② 日本国内で転出される場合

現年度分は、原則一括徴収で整理してください。新年度分は、従業員本人宛へ納付書を送付するか、他の事業所からの開始申請により特別徴収をおこなうため、予納は不要です。

【個人住民税のお手続き・お問い合わせ先】

申告・税額に関すること

税務課 市民税係 電話：0824-73-1146

納付・納税管理人に関すること

収納課 収納係 電話：0824-73-1511

市・税務課からのお知らせ



色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。



※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに _____

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン + 一時金型
総合型V + Mタイプ

Premium

(大同生命の
無配当入院一時金保険)

(大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V :

大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ :

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

 大同生命保険株式会社

広島支社/

広島県広島市中区紙屋町1-2-27(大同生命広島ビル)

TEL 082-241-8191

 AIG損害保険株式会社

広島支店/

広島県広島市中区基町12-6AIG広島ビル

TEL 082-535-6010

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、
将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入
後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部
分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものでは
ありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品の
ご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注
意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、
ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお
問い合わせください。

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

全国法人会総連合

キャッチフレーズ

めざします 企業の繁栄と社会への貢献（法人会）

社長さんの身になって節税のあと押しをします

法人会に入会しませんか
青年部会・女性部会会員も募集中です

わずかな会費で企業の繁栄と社会への貢献を！

これが法人会のモットーです。法人会に加入したいという
事業所がありましたら、ぜひご紹介ください。

公益社団法人 庄原法人会

〒727-0011

庄原市東本町一丁目2番22号

庄原商工会議所会館内

TEL (0824) 72-1889

(FAX兼用)

E-mail : sh-hojin@siren.ocn.ne.jp

<http://www10.ocn.ne.jp/~shk/>

「法人会報しょうばら」編集委員

後 藤 茂 行 (副会長・広報総括)

塩 本 誠 二 (広報副委員長)

加 島 俊 次 (広報委員長)

定 丸 義 輝 (専務理事)

謹賀新年

今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業の役員・従業員と
そのご家族の皆様に
安心をお届けしてまいります
本年も何卒よろしくお願い申し上げます
令和八年



〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

広島総合支社

〒730-0017 広島市中区鉄砲町7番18号東芝フコク生命ビル5F
法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)